



SDGs 未来
都市
こまき

資料3

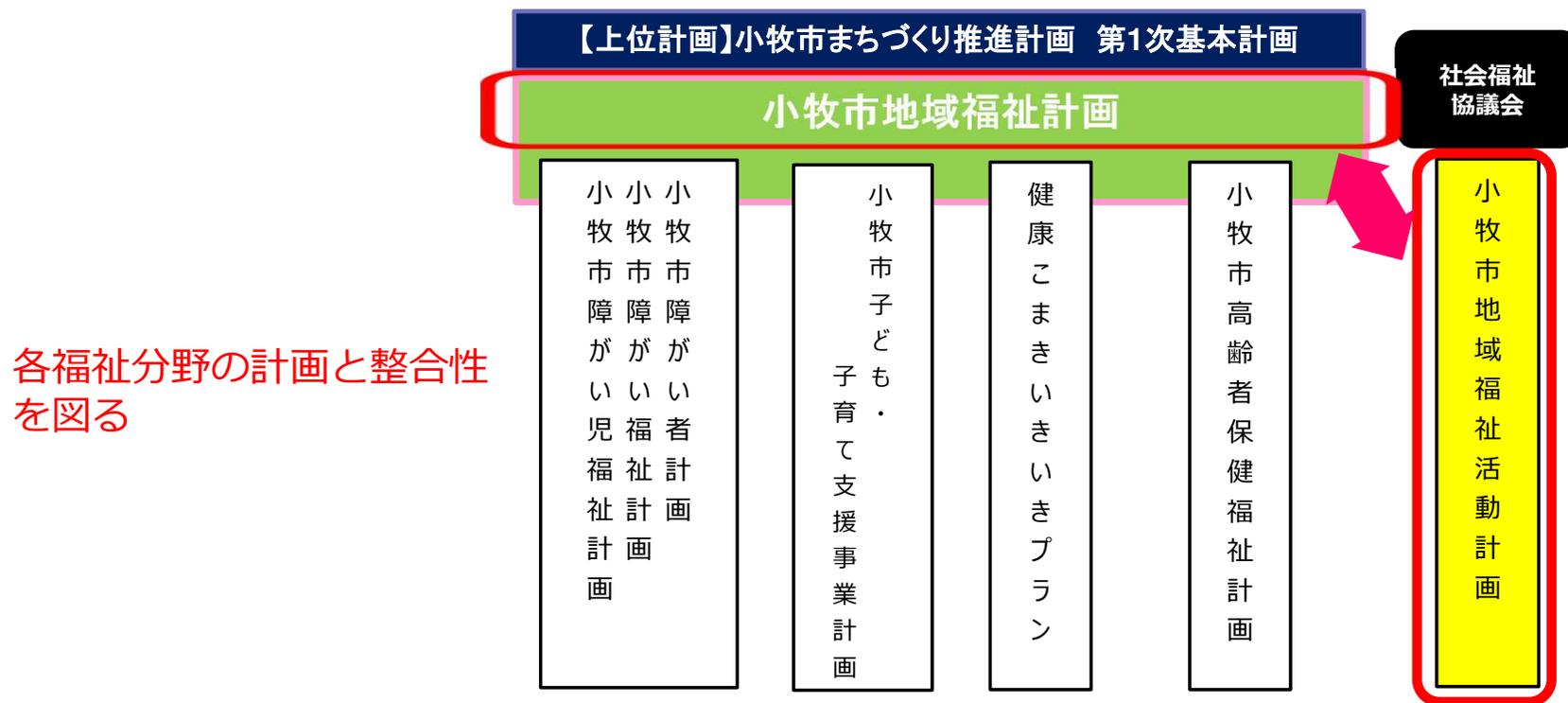
第1回小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会 ～小牧市地域包括ケア推進計画の概要～

令和4年11月17日（木）

これまでの地域福祉計画

○高齢者、子育て家庭、障がいのある人、生活困窮者など、すべての人を地域福祉の視点でとらえた計画で、各分野を支えつなぐための計画

○地域福祉計画（基本計画）は、地域福祉推進のための理念や仕組みを、「地域福祉活動計画（実施計画）」は、地域福祉推進のための具体的な活動を規定するため、一体的に策定。



これからの地域福祉計画

平成24年4月に施行された介護保険法改正で、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「**地域包括ケアシステム**」の実現を図ることとなりました。

さらに、

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下、医療介護総合確保推進法）」が、平成26年6月に成立しましたが、この医療介護総合確保推進法は、介護保険法や医療法など19の法律を一括して改正するもので、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う」ことを趣旨とし、平成27年4月に地域支援事業の充実などを含んだ介護保険法の改正がありました。

また、

平成29年5月には、**地域共生社会の実現**に向けた改革の一環として、「**地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律**」により、社会福祉法が改正され、平成30年4月に施行されました。

この中で、

市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化が明記され、地域包括ケアシステムの深化と推進と介護保険制度の持続可能性の確保が謳われています。

小牧市においても、これまで、

超高齢社会に対応するために、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、地域共生社会の実現に向け、平成29年度に改正された社会福祉法により地域福祉計画につきましては、福祉分野の共通事項を記載する必要が生じました。

これまでの国の動向や小牧市における現状から、

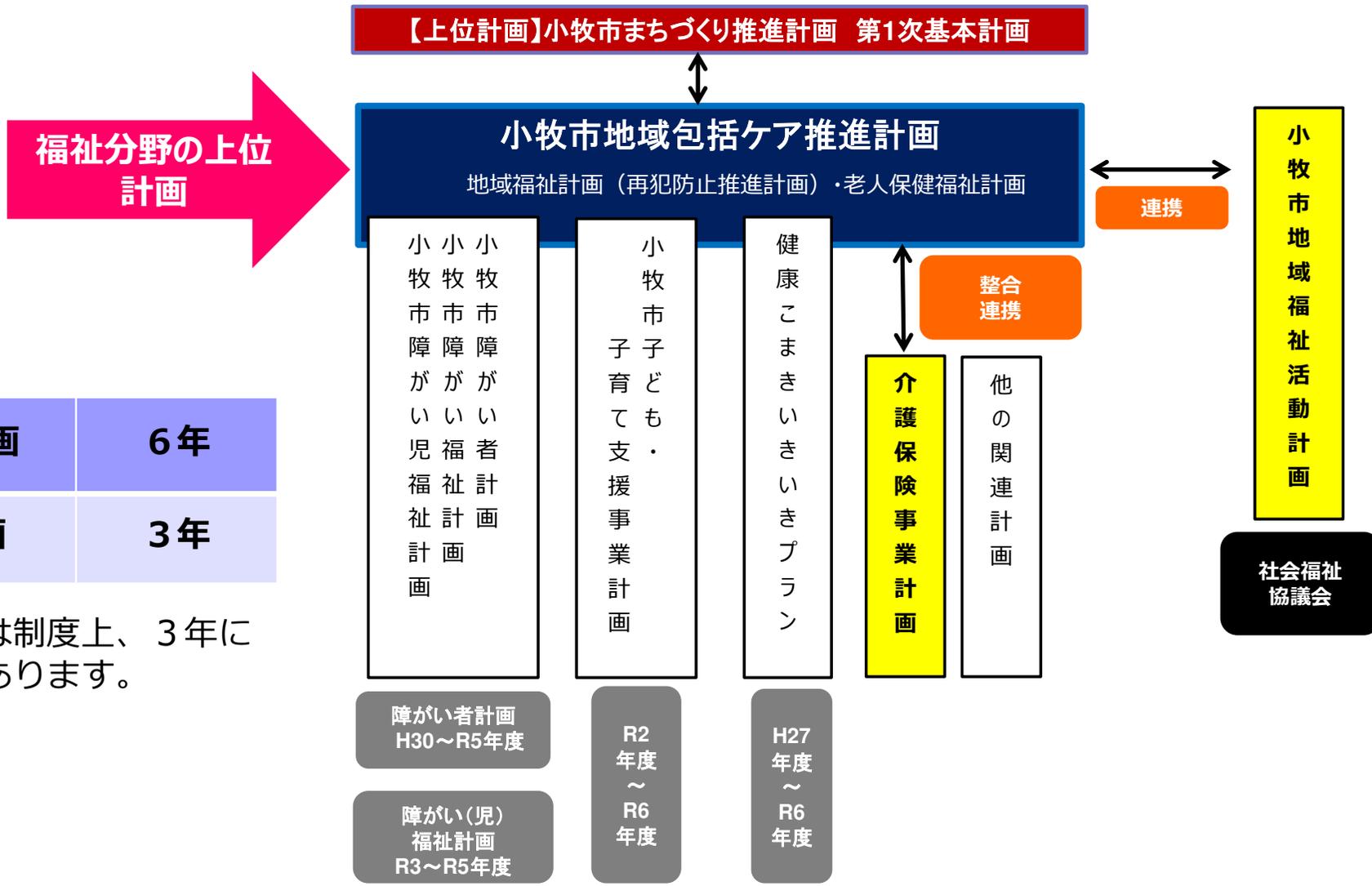
次期小牧市地域福祉計画については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等福祉分野の**上位計画**として、**地域福祉の基本的な考え方を示す「理念計画」**として位置づけ、基本的な方向を示すとともに、**超高齢社会に向けた地域包括ケアシステムを構築するにあたり、密接な関係にある高齢者福祉の分野計画である「市町村老人保健福祉計画（高齢者福祉計画）」を一体的に策定**することにより、地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の構築を包括的、効果的に推進していくこととします。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村の再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」を本計画に包含し、一体的な支援体制の構築を図ります。



地域包括ケア推進計画

小牧市地域包括ケア推進計画のイメージ



地域包括ケア推進計画	6年
介護保険事業計画	3年

※介護保険事業計画は制度上、3年に1回策定する必要があります。

小牧市地域包括ケア推進計画の構成

1 地域福祉計画 **【理念】**

※ 再犯防止推進計画

2 地域福祉活動計画

3 老人福祉計画

4 介護保険事業計画

地域福祉関連

高齢者福祉関連

各計画の章立てや構成については、今後、検討していきます。

小牧市地域包括ケア推進計画のポイント〈地域福祉関連〉

○これまでの地域福祉や地域福祉計画にかかわる取組みを元にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として策定する。

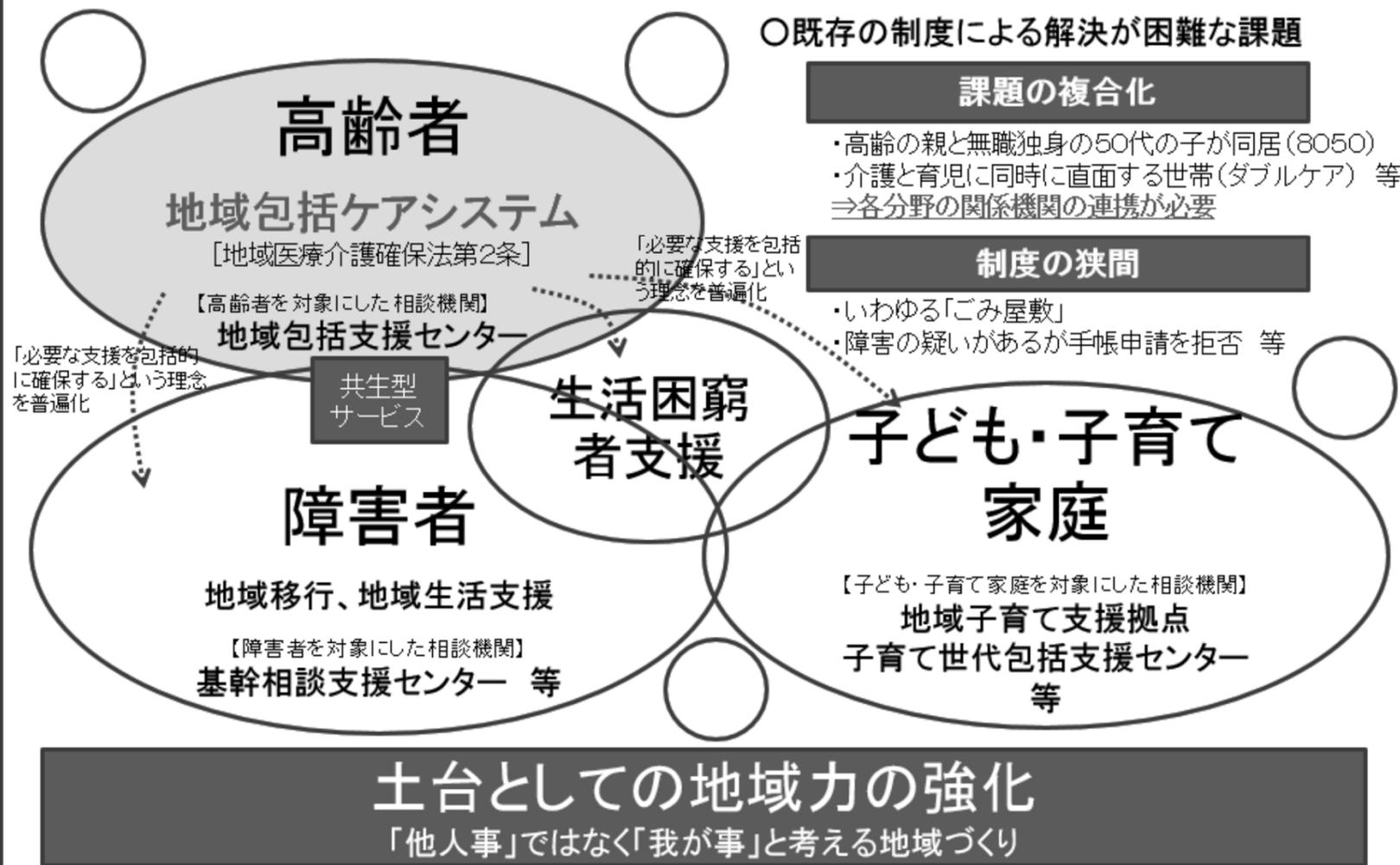
※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

○地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(法第106条の3 第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



地域福祉計画と地域福祉活動計画について

1. 概要

「地域福祉計画」

市が、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者などの参加を得て、地域福祉における課題に対応するため、その方策を計画的に整備することを内容とする。

「地域福祉活動計画」

社会福祉協議会が主体となり、地域住民、地域福祉活動者、福祉サービス事業者が相互協力し、地域福祉にかかる活動を推進していくことを内容とする。

2. 2つの計画の関係

- 地域福祉計画と地域福祉活動計画の目指すところは同じであり、一体となって地域福祉を推進していく必要があることから、2つの計画を連動させ並行して策定する。
- 2つの計画の役割をそれぞれ次のとおり位置づける。
 - ① 地域福祉計画・・・基本的な取組みの方向を示す「基本計画」
 - ② 地域福祉活動計画・・・具体的な計画実践に向けた留意点等を示す「実施計画」

「住みなれた地域で安心して心豊かに暮らすことが出来る社会」の実現

小牧市地域包括ケア推進計画のポイント〈高齢者福祉関連〉

○これまで、8次にわたり高齢者保健福祉計画を策定してきましたが、後期高齢者の増加のピークとなる2025年や後期高齢者の中でも介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が増加する2040年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築や、地域共生社会の実現のための取り組みについても包含してきましたが、2025年、2040年を目前に控え、さらなる推進が求められています。

○これまでの取り組みを踏襲しながら、これからは「地域共生社会」の実現のため、複雑化・多様化する地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を目指す必要があります。



補足

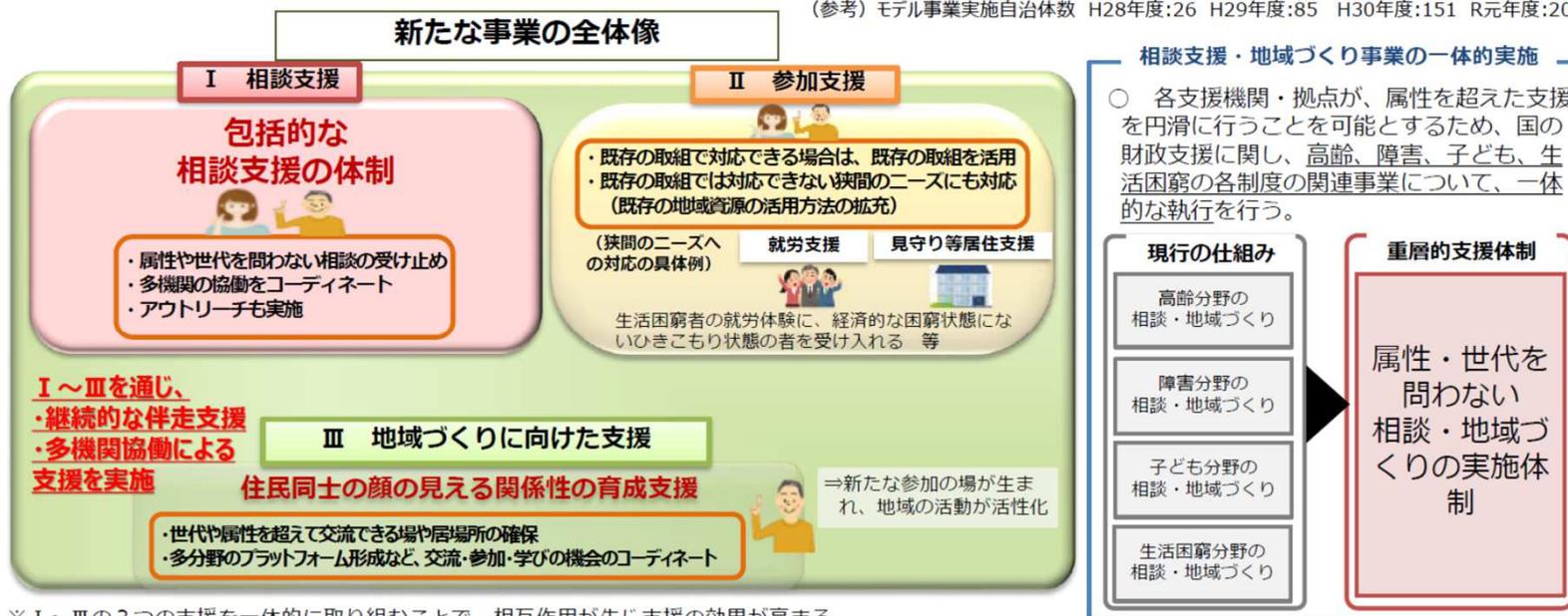
重層的支援体制整備事業について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大い。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

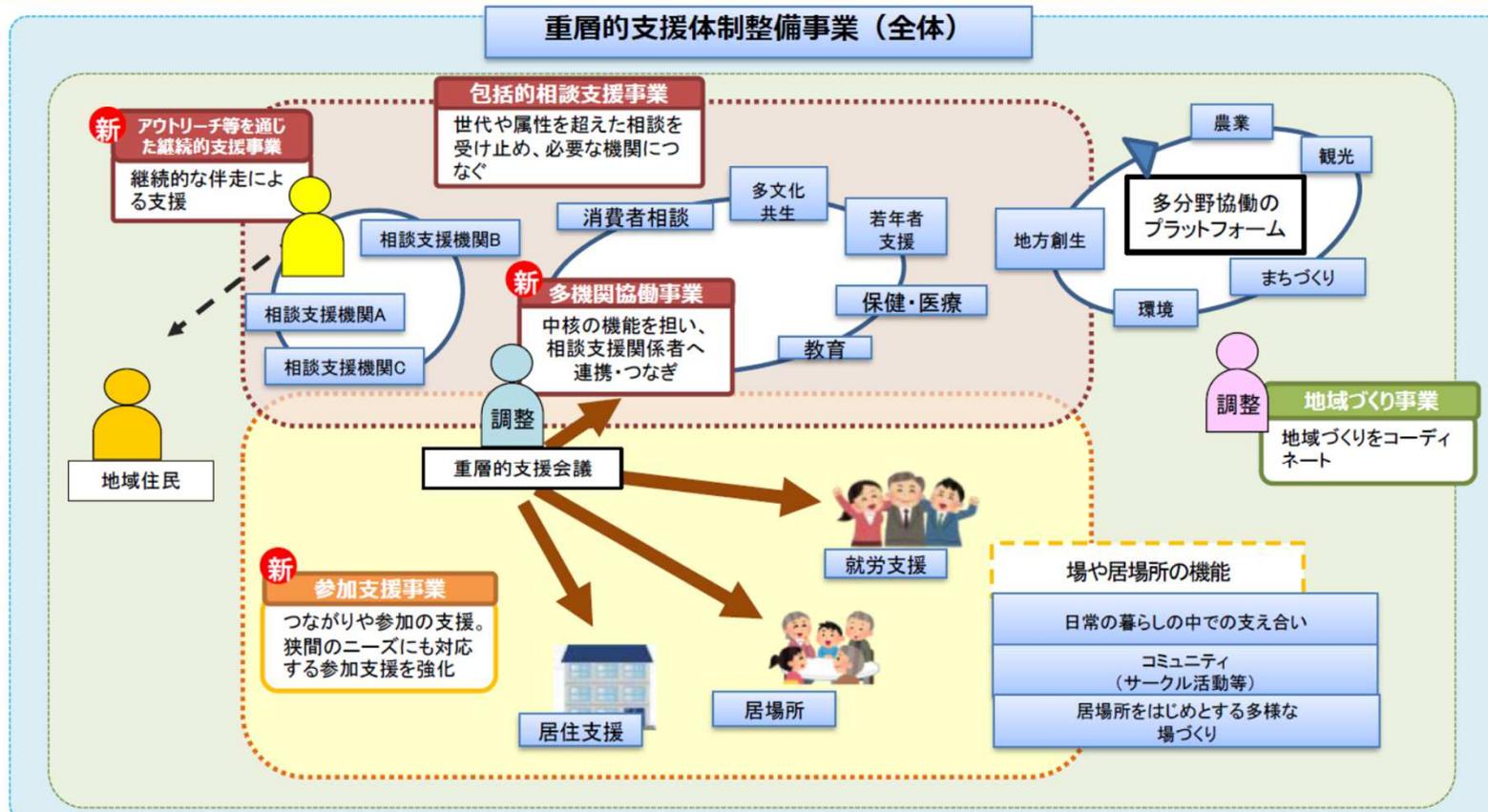
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組みすることで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



(参考) 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 [「ニッポン一億総活躍プラン」\(閣議決定\)に地域共生社会の実現が盛り込まれる](#)
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 [社会福祉法改正案\(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案\)を提出](#)
[「「地域共生社会」の実現に向けて\(当面の改革工程\)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定](#)
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 [改正社会福祉法の施行](#)
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 [社会福祉法等改正法案\(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案\)を提出](#)
- 6月 [改正社会福祉法の可決・成立](#)
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会

○ 地域包括ケア推進計画策定委員会

学識経験者	1	学識経験者
地域福祉	2	社会福祉協議会
	3	市民活動ネットワーク
地域活動	4	区長会
	5	民生・児童委員
教育（子ども）	6	学校教育課 指導主事
障がい福祉・高齢者福祉相談支援	7	障がい福祉相談支援事業所
	8	地域包括支援センター
高齢者福祉	9	介護保険サービス事業者連絡会（居宅）
	10	介護保険サービス事業者連絡会（施設）
	11	小牧市リハビリテーション連絡会
保健医療	12	医師会
	13	歯科医師会
	14	薬剤師会
市民公募	15	公募市民1
	16	公募市民2

介護保険事業計画部会を兼ねる

○ 介護保険事業計画部会

1	学識経験者
2	地域包括支援センター
3	介護保険サービス事業者連絡会（居宅）
4	介護保険サービス事業者連絡会（施設）
5	小牧市リハビリテーション連絡会
6	医師会
7	歯科医師会
8	薬剤師会
9	公募市民1
10	公募市民2
※	保健所

部会のみ追加招集

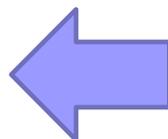
- ・ 地域包括ケア推進計画（地域福祉計画、老人福祉計画）に関する事は、全体で協議
- ・ 介護保険事業計画のうち、介護サービスの量の見込み、介護保険事業の円滑な実施のための方策については、介護保険事業計画部会で協議

小牧市地域包括ケア推進計画調査検討委員会

○地域包括ケア推進計画の策定に必要な調査及び検討を行うとともに、庁内連携のあり方について検討を行う。

○ 地域包括ケア推進計画調査検討委員会

福祉部	地域包括ケア推進課
	福祉総務課
	障がい福祉課
	介護保険課
市民生活部	市民安全課
	防災危機管理課
健康生きがい支え合い推進部	健康生きがい推進課
	支え合い協働推進課
	保健センター
	文化・スポーツ課
子ども未来部	子育て世代包括支援センター
都市政策部	都市計画課
社会福祉協議会	地域福祉課



重層的支援体制整備事業については、庁内相談関係部署に加え、

- ・地域包括支援センター
- ・障がい福祉相談支援事業所
- ・地域支え合い推進員

など、庁外の相談関係機関にも加わってもらい、検討していく予定。

相談対応関係部署